

報道関係各位

件 名 飯能市歯科口腔保健の推進に関する条例（案）について

1 概要

市民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的として、令和 7 年第 1 回飯能市議会定例会に「飯能市歯科口腔保健の推進に関する条例（案）」を提出します。

2 内容

口腔^{くわう}の健康は、健康寿命の延伸や生活の質の向上に重要な役割を果たし、生活習慣病等の疾患とも関連しています。

歯科口腔保健の推進に当たっては、市民一人ひとりが口腔の健康への意識を高め、日常生活において口腔の健康の保持に取り組んでいくことが重要であることから、歯科口腔保健の推進に関する条例を制定することとしました。

市民の意識と行動の変容を図るとともに、行政、関係機関等の連携、協力を一層強化し、より効果的で充実した歯科口腔保健に関する施策を実施してまいります。

歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる施策を実施します。

- ・ 歯科口腔保健の普及啓発に関する施策
- ・ 歯科検診を受けることの勧奨に関する施策
- ・ 障害者、介護を必要とする者その他の特別な配慮を要する者に対する適切な歯科口腔保健に必要な施策
など

担当者 保健センター所長 生井 隆
連絡先 TEL042-974-3488（直通）